

平成 29 年度における物品調達等の制限付一般競争入札の概要

平成 29 年度における物品調達等（物品購入、賃貸借、業務委託）の制限付一般競争入札の概要は、次のとおりです。

1 物品調達等における制限付一般競争入札について

制限付一般競争入札とは、公告で示した入札参加条件を満たした方はだれでも入札に参加できる制度であり、非常に透明性、公正性に優れた入札制度です。長崎市の契約検査課において発注する物品調達等の案件については、原則、制限付一般競争入札での入札を実施します。ただし、災害等の緊急性のあるものについては、指名競争入札等とする場合もあります。

2 物品調達等

物品調達等とは、物品購入、賃貸借、業務委託のことをいいます。

3 対象案件

原則、下記の金額以上の案件を、制限付一般競争入札で実施しています。

- (1) 物品購入 予定価格（税込）が 80 万円を超える案件
- (2) 賃貸借 予定価格（税込）が 40 万円を超える案件
- (3) 業務委託 予定価格（税込）が 50 万円を超える案件

4 実施時期

平成 29 年 3 月中旬～平成 30 年 3 月

5 入札方法

原則として、電子調達システムによる電子入札とします。ただし、郵便入札により実施するものもありますので、公告の内容をご確認ください。

なお、長崎市では、平成 22 年 4 月から、長崎県などで採用されている電子入札コアシステムをベースとした「電子調達システム」の運用を開始しています。電子入札に参加する際は、電子入札コアシステム対応の認証局発行の IC カードが必要となりますので、入札の参加を希望される方は、IC カードを事前にご準備ください。IC カードについては、別紙 1 をご参照ください。

6 入札情報の公表方法

制限付一般競争入札では、指名競争入札のように長崎市からの指名通知を待って入札参加するのではなく、事業者の皆様が自ら下記の方法により入札情報を入手し、入札への参加をお願いいたします。

(1) 入札情報（公告、仕様書等）の長崎市ホームページへの掲載

- 発注案件に関する公告、仕様書などの入札情報は、原則として、毎週月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）16 時に長崎市ホームページに掲載します。
- 公告や仕様書等は、下記の「入札情報サービス」で閲覧可能です。
長崎市ホームページ→入札・契約情報→3 各システムの利用→入札情報サービス

(2) 年間発注予定の公表

- 長崎市ホームページの「入札情報サービス」の「発注の見通し情報」にて四半期ごとの発注予定件数を公表しております。（更新時期：4 月、7 月、10 月、1 月）
- 「発注の見通し情報」に公表している内容は、更新時点での予定であり、実際の入札時期や件数とは異なる場合があります。
- 案件ごとの発注予定については、お答えできませんのでご了承ください。

7 入札参加資格要件

入札参加資格要件には、主に、本市の長崎市物品等有資格者名簿に登録されている者であることや、指名停止期間中でない者などの基本的要件に加え、次のような要件があります。

(1) 地域要件

長崎市内に本店を有する者であることを原則としています。

(2) 許可要件・資格要件

業務委託等の中には、法令に基づく許認可の取得を要件としているものや、配置従事者の資格取得を要件としているものがあります。

このうち、配置従事者の資格取得については、契約時に落札者のみ審査を行っており、審査の結果これら要件を具備していない場合、契約できないことはもとより、指名停止等の対象となりますのでご注意ください。

(3) 同種業務実績要件

高度もしくは特殊な技術を要する業務委託等については、同種業務の実績を求めるものがあります。

8 入札における留意事項

入札における主な留意事項を下記にまとめておりますので、ご確認ください。

(1) 入札参加者数1者の入札

制限付一般競争入札では、入札参加者が1者でも入札を行います。

(2) 同一人が複数の有資格者の代表者等となっている業者の同時入札参加制限

公正な入札を実施するため、同一人が有資格者の代表者（受任者を含む。）となっている業者について、同じ入札案件に同時に参加することを制限します。

(3) 単価契約における内訳書添付

単価契約の入札においては、内訳書の添付を要件にしており、必要な事項が記載されている内訳書が添付されていない場合や、入札金額と内訳書の合計額が一致しない場合は、無効となります。

9 予定価格の公表

原則として予定価格の公表は行っておりません。

ただし、登記測量業務、建物清掃業務及び樹木保護管理業務については、予定価格を事前公表します。

10 最低制限価格

原則として最低制限価格は設定しておりません。

ただし、一部の業務委託については、最低制限価格を設定しておりますので、各案件の公告文にてご確認ください。最低制限価格率は次のとおりです。

(1) 予定価格を事前公表する場合

予定価格の85.00%～87.00%とします。

(2) 予定価格を非公表とする場合

予定価格の85.00%とします。

11 落札制限

受注が偏ることがないように、制限付一般競争入札における落札を次のとおり制限します。

(1) 同日落札制限

開札日及び主とする対象業種が同じである同種の案件を同日に公告する場合には、原則として、1業者あたりの落札件数を制限します。

該当する案件については、公告に示しますのでご注意ください。

(2) 年間落札制限

平成 26 年度から、パソコン及びサーバの調達について、1 件の予定価格が 2 千万円以上の高額案件を対象に、購入及び賃貸借に関わらず、1 者あたり年間に落札できる件数に制限を設けております。また、開札日が同日である年間落札制限対象案件を、同日に複数公告する場合は、併せて同日落札制限もかけることとします。

なお、年間落札制限の対象とした案件において、落札者が無く、再度公告する場合又は随意契約に移行する場合は年間落札制限の対象から除外します。

年間落札制限の件数については、年度ごとに当該年度の発注件数に応じて設定します。平成 29 年度の年間落札制限の件数については、別途通知しますので、長崎市ホームページの「入札・契約情報」でご確認ください。

12 パソコンの調達方法

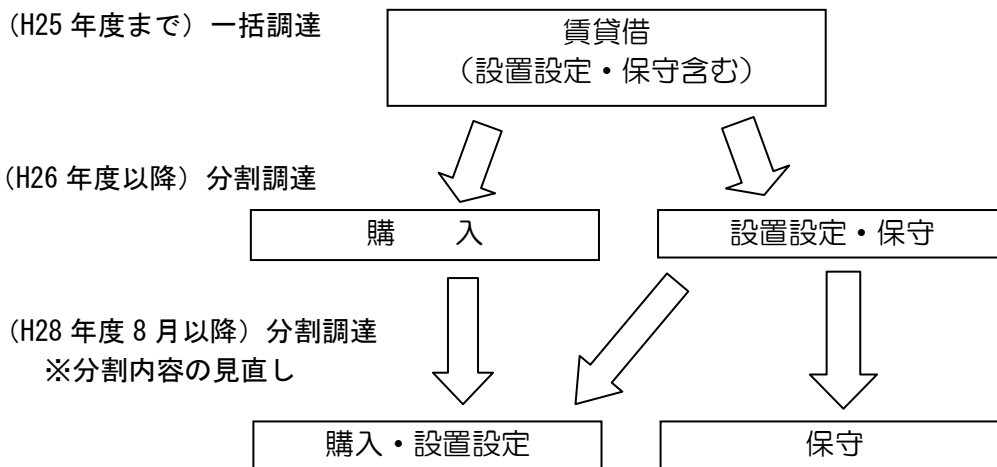
平成 25 年度までは、パソコンをリース契約として発注していましたが、平成 26 年度から、一般事務用パソコンについては購入契約を原則とし、大型案件については 1 つの事案でも複数の契約に分け、より多くの受注機会を作ることとしております。

平成 28 年 8 月から、次のとおりの取り扱いとなっておりますのでご注意ください。

原則として、パソコンの購入契約には、パソコン本体一式の調達及び当該機器の設置設定を行うことを含めるが、保守は含めないこととする。なお、当該機器の保守を必要とする場合、保守については別発注とする。

ただし、業務の性質上、購入と設置設定を分けて契約することが適切である場合は、「購入」と「設置設定」を別発注とすることがある。

【発注のイメージ】



※ 調達案件の内容により、「購入」と「設置設定」を別発注とする方が適切である場合は、別発注とする。

13 その他

(1) 指名停止措置

長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づき指名停止措置を行った場合は、指名停止を受けた者を公表しています。

(2) 重要な連絡事項

重要な連絡事項については、長崎市ホームページの「入札・契約情報」で周知しておりますので、定期的にご確認ください。

(3) 本概要の改定

本概要は、入札制度の改正その他の事由により、年度途中で改定される場合があります。

本概要が改定された場合、長崎市ホームページの「入札・契約情報」で改定について掲載いたしますとともに、併せて、最新の内容を公開いたしますので、入札参加の際等には、随時ご確認ください。

(注意) 入札参加には、「ICカード」及び「ICカードリーダー」が必要です

長崎市の入札手続については、原則、電子入札で行っております。

電子入札の参加にあたっては、「ICカード」及び「ICカードリーダー」が必要ですので、事前にご準備ください。

そのうえで、取得したICカードは、長崎市の電子入札システム上で「利用者登録」を行ってください。

電子入札参加のための準備手順の詳細は、次のリンクをご参照ください。

(利用にあたっての準備手順)

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p004469.html#jyunbi>

(操作方法はヘルプデスク (095-829-1360) にお問い合わせください。)

ICカードは、長崎市の有資格者名簿に登録された代表者又は受任者（代表者から入札等に関する権限の委任を受けた者）を名義人として取得してください。

代表者又は受任者 以外の名義の IC カードを利用しての入札は無効になる場合がありますので、変更があった場合は速やかに手続き（長崎市への変更届提出、IC カードの再取得）をしてください。

IC カード取得手続き中の入札参加は、事前に必要な条件を満たすことを確認したうえで、『紙による入札』を認めています。詳細は各担当へお問い合わせください。

入札案件より低い金額の場合に行うオープンカウンタについては、入札と同様に「IC カード」による参加が可能であり、「簡易認証（長崎市の入札参加資格取得時の登録番号とパスワードでログインする方法）」により参加することもできます。

<『紙による入札』について>

建設工事・建設工事に係る業務委託の案件

契約検査課 工事契約係 電話 095 (829) 1276

物品の購入・業務委託・賃貸借の案件

契約検査課 物品契約係 電話 095 (829) 1277

<変更届について>

契約検査課 総務係 電話 095 (829) 1160

(注意) 代表者 (受任者) 変更があった場合は、手続 (長崎市への変更届 / IC カードの再取得) が必要です

代表者 (受任者 (代表者から入札等に関する権限の委任を受けた者)) の変更があった場合は、速やかに必要な手続き (Q1 参照) を行ってください。

また、変更があった後の入札参加申請や入札書の提出を、旧代表者 (旧受任者) の名義の IC カードで行わないようご注意ください。新代表者 (新受任者) 以外の名義の IC カードを利用したの入札は無効になる場合があります。

Q1 代表者 (受任者) が変更になった場合に必要な手続きは？

A1 以下の手続きが必要です。

● 長崎市への変更届の提出

代表者 (受任者) を含め有資格者名簿に登録された内容に変更が生じた場合は、速やかに『変更届』を提出してください。詳細は契約検査課 総務係 (095-829-1160) へお問い合わせください。

● IC カードの再取得

変更後の代表者 (受任者) 名義の IC カードを取得してください。取得手続きの詳細は認証局にお問い合わせください。

取得した IC カードについては、長崎市の電子入札システムで『利用者登録』を行ってください。利用者登録の操作方法はヘルプデスク (095-829-1360) へお問い合わせください。

Q2 代表者 (受任者) の変更時の入札参加は？

A2 代表者 (受任者) の変更日以降は、長崎市への変更届提出の有無にかかわらず旧代表者 (旧受任者) 名義の IC カードを利用したの入札参加は無効となる場合があります。

新代表者 (新受任者) 名義の IC カードをご準備いただき入札に参加してください。

なお、IC カードの取得手続き中の入札参加は、事前に必要な条件を満たすことを確認したうえで、『紙による入札』を認めています。詳細は各担当へお問い合わせください。

建設工事・建設工事に係る業務委託の案件	契約検査課 工事契約係	電話 095-829-1276
物品の購入・業務委託・賃貸借の案件	契約検査課 物品契約係	電話 095-829-1277

(例) 5月1日付で代表者変更となった場合

